

環境影響評価法の基本的事項の構成と仙台市環境影響評価技術指針の改定方針について

法アセス手続の流れ	基本的事項の構成	改正※		技術指針の改定にあたって考慮すべき 法アセスと条例アセスの相違点	条例アセス手続 の流れ	技術指針の改定方針
		H17	H24			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">計画段階 配慮書</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">計画段階配慮書作成</div>	計画段階配慮事項等選定指針 に関する基本的事項	/	○	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事前調査書</div>	今回は改定しない 今後の本市の計画段階手続き制度の検討結果を受けて、対応の必要性を検討する
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">意見聴取</div>	計画段階意見聴取指針 に関する基本的事項	/	○		【条例アセス】への計画段階手続き制度の導入については、今後、本市の制度を検討する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">スクリーニング (第2種事業のみ)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">スクリーニング</div> : アセス手続実施の要否判定(規模要件が大きい第1種事業はすべてアセス手続き実施)	判定基準 に関する基本的事項	/	○	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">方法書</div>	改定しない 条例アセスには法アセススクリーニングに相当する手続きがないため、対応不要
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">方法書</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">項目・手法の選定</div>	環境影響評価項目等選定指針 に関する基本的事項	○	○		【条例アセス】は【法アセス】よりさらに小規模事業を対象とし、該当する事業にはすべて手続きを求めることから、スクリーニングに相当する手続きはない。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">準備書</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">アセスの実施結果</div> 【調査】 【予測】 【環境保全措置】 【評価】	環境保全措置指針 に関する基本的事項	○	○	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">準備書</div>	改定する事項 本市環境影響評価制度の運用に資する事項は、基本的事項の改正と同様の趣旨で改定する 改定しない事項 (1) 本市の既存制度に同等以上の内容が規定されている事項は改定しない (2) 法アセスと条例アセスの制度の違いにより盛り込む必要のない事項は改定しない
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">評価書</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">準備書+修正</div>	環境影響評価項目等選定指針 に関する基本的事項	○	○		【法アセス】では、事業ごとに項目・手法選定に当たって参考とすべき「参考項目・手法」を示すが、【条例アセス】では、項目及び手法全般から、個々の案件の事業特性、地域特性を踏まえ事業者が必要な項目・手法を絞り込むことによって、よりきめの細かい選定を行っている。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">報告書</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事後調査結果等</div>	報告書作成指針 に関する基本的事項	/	○	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事後調査 報告書</div>	改定する事項 本市環境影響評価制度の運用に資する事項は、基本的事項の改正と同様の趣旨で改定する 改定しない事項 (1) 本市の既存制度に同等以上の内容が規定されている事項は改定しない (2) 法アセスと条例アセスの制度の違いにより盛り込む必要のない事項は改定しない
				【法アセス】では、事後調査の実施は調査、予測、評価の不確実性が高い場合など限定的であるが、【条例アセス】では、予測結果の検証のため全ての予測項目について、予測時期に事後調査を実施する。		

※H17, 24 それぞれの改正において、該当する改正があったかどうかを示している